

津山市史だより

2015.8
第3号



津山藩主松平齊孝肖像画（個人蔵）

これは、津山藩主松平家第7代・齊孝の肖像画です。剃髪して腰に刀を差して座り、脇には葵紋入りの刀掛も見えます。

齊孝は、天明8年（1788）第5代藩主・康哉の三男として生まれました。兄の康父が父の跡を継いだのですが、文化2年（1805）に急死したため、18歳で急きよ藩主となります。

26年に及ぶ彼の治世で特筆すべきことは、松平家の10万石復帰です。これは、將軍・徳川家斉の子息・銀之助（後の斉民）を養子に迎えることで実現しました。また彼は、松平家の津山藩主として初めて、成人した嫡子に家督を譲り隠居できた人物です。44歳での隠居後は国元津山に帰り、剃髪して「越後入道」または「醉笑齋」と称し、天保9年（1838）に51歳でこの世を去りました。

齊孝の略歴を把握したうえで、改めてこの肖像画を見ると、隠居・剃髪後の晩年の姿であることがわかります。作者の落款や賛、由来を記した箱書なども無く、作成目的など詳細は不明ですが、肖像画がほとんど残っていない津山藩主の中では極めて稀な例であり、貴重な資料です。

（小島）

部会通信

◆ 自然風土・考古部会

(部会長…河本委員、副部会長…可児委員)

当部会では執筆者を大幅に増員し(次ページ参照)、そのうえで考古資料編の編集方針、編集要綱、時期区分などについて協議を行いました。資料編では、旧石器時代から近世までの遺跡を取り扱うため、特に古代以降の時期区分について、他部会との調整が必要となります。

取り上げる遺跡については、「通史叙述上はもちろん、個別にみても資料的価値を有する遺跡・遺物を検討のうえ調整して掲載する」という編集方針に基づき、時代ごとに遺跡を絞り込んでいきます。250前後の遺跡を掲載する予定です。その他、市内の遺跡調査の研究史、考古学関係文献一覧なども掲載します。

◆ 古代部会

(部会長…狩野委員、副部会長…今津委員)

当部会では、郷土博物館OBである湊氏に新たに執筆者に加わっていただき、3人の体制になりました。この体制で古代編の内容および執筆の分担などを協議しています。秋には美作国の古代官道や、その周辺にあった美作国の重要な施設の遺跡などを調査する予定です。

◆ 中世部会

(部会長…三好委員、副部会長…久野委員)

昨年度に実施予定で延期された市内の巡見を4月に行いました。旧市の東部、加茂地区、阿波地区、勝北地区を回り、医王山城跡などの山城や居館跡、河面の清瀧寺の宝篋印塔など中世の遺跡を調査しました。

その他、5月には美作総社宮の調査も実施しており、今後も中世文書の原本確認など、必要な資料調査を順次行う予定です。

◆ 近世部会

(部会長…定兼委員、副部会長…在間委員)

年度明けの4月に部会を開き、今までの経過と新年度の計画を確認した後、近世の女性史を研究している妻鹿氏から、津山藩の老家の縁戚関係に関する調査・研究報告が行われました。

5月から7月にかけては、郷土博物館が収蔵する愛山・矢吹家・玉置家の各文書群から、近世資料編に掲載すべき候補の選別会を実施して、現時点での絞り込みを行いました。

また、部会員各自が列挙した通史編の項目案を集約中で、部会での協議を経て今年度中には大まかな内容構成や執筆担当が決まる予定です。これに並行して、個人所蔵資料の調査も随時進めてまいります。



近世部会での愛山文書選別会の様子(5月23日)

◆ 近現代部会

(部会長…在間委員、副部会長…香山委員)

7月5日に今年度第1回の部会を開きました。まず、今年度中に資料編掲載候補の一次選定を行い、以後数次の選定を経て平成31年3月刊行を目指すことを確認しました。調査報告では、美作の鉄道や津山町議会議事録の調査状況が報告されました。また、久米・勝北民俗資料館保存資料を9・10月に調査することにしました。

他にも課題は山積みですが、一つずつ解決して、より良い近現代編にしたいと思えます。



民話の聞き取り調査の様子

◆ 民俗部会

(部会長…前原委員、副部会長…安倉氏)

今年度はこれまでに部会を2回開催し、新たに執筆者として参加する方々と調査方法を確認し、今後の調査計画等について協議しました。市内各所を回っての聞き取り調査や、民具の目録作成・写真撮影なども進んでいます。

民話の調査では、図書館や小学校などで民話を語られている方々のご協力をいただきながら進めています。今年度は佐良山公民館、勝北公民館、成名公民館、高野公民館、中央公民館などで調査をしました。

※各部会の執筆者として、新たに左の方々が加わりましたので、ご紹介します。

(敬称略)

○ 自然風土・考古

澤田 秀実 くらしき作陽大学准教授

光本 順 岡山大学准教授

岡田 博 元岡山県教委職員

岡本 寛久 元岡山県教委職員

村上 幸雄 元総社市教委職員

湊 哲夫 元津山市教委職員

中山 俊紀 元津山市教委職員

安川 豊史 元津山市教委職員

行田 裕美 元津山市教委職員

光永 真一 県古代吉備文化財センター参事

尾上 元規 県古代吉備文化財センター総括主幹

小林 利晴 県古代吉備文化財センター総括主幹

島崎 東 県古代吉備文化財センター主任

米田 克彦 県古代吉備文化財センター主任

河合 忍 県古代吉備文化財センター主任

○ 古代

湊 哲夫 元津山市教委職員

○ 民俗

猪原 千恵 岡山空襲展示室勤務

深見かつみ 蒜山郷土博物館勤務

森川奈津美 政田民俗資料館勤務

編さん事業の経過 (平成27年4月)

4月18日	第1回考古部会
4月25日	第1回近世部会
5月23日	近世愛山文書選別会
5月31日	第2回考古部会
6月19日	第1回民俗部会
6月27日	近世矢吹家文書選別会
6月28日	第1回古代部会
7月4日	第3回考古部会
7月5日	第1回近現代部会
7月18日	第4回考古部会
7月20日	近世玉置家文書選別会
7月24日	第2回民俗部会

『津山市史研究』 販売中

新しい市史の発刊に先がけて、調査・研究内容の発表や編さん事業の広報を行なうため、『津山市史研究』を創刊しました。年1回発行予定ですので、今後ご期待ください。

創刊号：1冊800円

- ・安倉清博「『民具』への視点と展望
-津山市所有民具の現状と市史への活用-」
- ・森元辰昭「津山地域の金次郎像・
報徳運動の研究(その1)」
- ・東昇「近世後期津山藩の築をめぐる領主と領民」
- ・森俊弘「宇喜多直家の新出書状
-祝山城をめぐる攻防戦の関連史料-」

姿の見えない津山藩主

小島 徹

とです。

江戸時代に各地を治めた大名家には、歴代の肖像画や木像などが残り、有名な人物であれば、教科書などに掲載されて誰もが顔をよく知っていたりします。津山藩主の場合はどうでしょうか？森家では4代、松平家では9代、合計13人の藩主がいますが、そのうち木像や肖像画・写真などで容貌がわかるのは、現時点でわずかに3人だけです。その3人とは、森忠政・松平齊孝・松平齊民（確堂）です。



森忠政木像 (本源寺蔵)

森家の場合、4代で改易となり津山を離れてしまったことが大きく作用しているかもしれません。けれども、2代長継は40年の長期にわたって藩主の座にあり、彼の像が確認できないのは不思議なこ



松平齊孝肖像画



松平確堂肖像写真

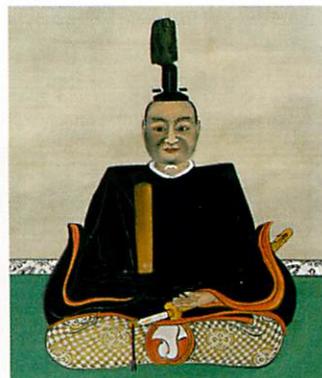
松平家には、津山拝領前の家の祖先である結城秀康と松平忠直の肖像画は伝わっているのですが、なぜか松平光長の画像は見当たりませんし、その後何代もの藩主像も確認できません。松平家の場合、幼少で亡くなる藩主が続いたことと、それに伴って領地の石高が少なく、極めて財政が厳しかったことが影響しているかもしれません。それでも、せめて初代の宣

富だけは肖像画を作りそうなものですが、確認できないのはなぜでしょうか。

もちろん、現状で確認できないからと言って、何も作成されなかったとは限りません。誰にも知られていないどこかに、まだ眠っている可能性もあるでしょうし、もしかすると何かの事情で失われたのかもしれませんが、失われた場合には、たとえば保管場所が火災に遭って焼失したとか、何らかの記録が残るはずで、津山藩主の場合、調査し尽している訳ではありませんが、今のところ藩主像の滅失記録を確認できません。

今後の調査研究の進展によって何らかの発見があることを祈るばかりですが、この謎は深く、残念ながらそう簡単に解明できそうにはありません。津山藩主の多くは、単に過去の人物だからというだけでなく、本当にその姿が見えないのです。

※注記した資料以外は全て個人蔵。



結城秀康肖像画



松平忠直肖像画

津山藩主像の確認状況

家名		松平									森		
代	初	2	3	4	5	6	7	8	9	初	2	3	4
名	忠政	長継	長武	長成	宣富	浅五郎	長熙	長孝	康哉	康義	齊孝	齊民	慶倫
像	木像	未確認	肖像写真	未確認	未確認								

「いわゆる城下町」と

津山の「城下町」

尾島 治

1 はじめに

城下町研究には長い蓄積があり、ここでは城下町の定義も試みられている。例えば、吉川弘文館『国史大事典』の城下町の項目では、「城下町とは城館を核とし、ある程度の武士、商工業者、それに寺社で構成された非農業的要素の濃い集落と定義できる。」とされている。この定義は良くできており、大まかな話をする際の現在の用語としては、特に問題とするものではない。市民に城下町の歴史を説明する際にもしばしば用いている。

しかし、津山の城下町に関する資料を読んでみると、どうしても言葉の意味の相違が気になって仕方がない。つまり、前記定義に基づいて通常用いている「いわゆる城下町」と近世津山の現実の言葉としての「城下町」とは、同じ意味ではないのである。

現在の城下町という言葉が何を意味するかという点については、既に古くから話題にされているところであり、この「いわゆる城下町」という言い回しで表現しているのは、近世の言葉でいえば「城下」であることが指摘されており、「いわゆる城下町」という言葉も論文の中で使用されている（小林清治「いわゆる「城下町」の構造」『福

島大学学芸学部論集』第8号）。そう

した言葉の意味の相違を認めた上で、それでも、城下町という言葉は学術語であるとして定義されたのが、前記の定義の例であった。城下町概念やその成立に関してはそれぞれに考えもあり、研究者によっては、やや控えめに「私の城下町」と書いた人もある。

歴史的な概念としての城下町という言葉は便利であり、その意義は理解できる。ただ、近世資料の中で実際に用いられている用語と同じ言葉が、異なった意味で用いられることには、多少の違和感を感じざるを得ない。

些細なことであるが、「いわゆる城下町」の歴史的な性格を考える上でも、実際の用語が存在する以上、地域の実情を確実に押さえた上で、こうした差異を常に意識しておく必要があるだろう。特に『津山市史』のように市民のための歴史叙述では、こうした言葉の用い方にも意を注ぐべきであろう。そこで、ここでは、基礎的な作業として、「いわゆる城下町」とその内部区分に関して近世の津山で用いられている用語について、改めて確認しておきたい。

なお、城下町という言葉の相違を明らかにするため、煩雑ではあるが前例に倣って、現代の用語を「いわゆる城下町」とし、近世津山での用語を「城下町」とする。後世に付けられた絵図の名称など、城下町を含む熟語に関しては厳密には区別していない。

2 城下町絵図と城下絵図

「いわゆる城下町」の研究には、城下町絵図が欠かせない。津山でも数多くの城下町絵図が残されており、研究には重宝している。その中でも、津山藩松平家で作成された享保八年（一二三三）頃製作と推定される城下町絵図は、彩色が施された状態の良い絵図で、江戸時代中頃の津山の様子をよく伝えている。

この絵図を、津山郷土博物館では慣例に従って「津山城下町絵図」と称している。これは、絵図そのものに名称が記されていないため、津山の「いわゆる城下町」を描いた絵図として「津山城下町絵図」と名付けられたのであろう。

津山郷土博物館には、この「津山城下町絵図」と近い時期に製作されたほぼ同じ絵図も残されている。これには享保七年（一二三二）八月十五日の日付と、「津山御城下惣絵図」という名称が記されている。そして、同様の記載から、この絵図の製作者あるいは使用者が「御作事所」であることが分かる。藩の作事所が公文書として用いていた絵図だということである。

さて、この絵図の名称「津山御城下惣絵図」から、この絵図が、津山の御城下惣てを描いた絵図であることが知られる。つまり「いわゆる城下町」を描いた絵図であるが、それは、「いわゆる城下町」を当時の言葉で言えば、「御城下」惣てであるということになる。残念ながら、津山藩の城下町絵図資

料では、当時の名称が記録されているものがこの一点しかなく、何かを論証するには不十分かも知れない。しかし、少なくとも津山藩では、当時の表現としてみれば、「いわゆる城下町」を「御城下」と称していただろうことが確認できる。

3 町奉行日記に見る「いわゆる

城下町」の区分と「城下町」

城下町絵図の多くは美しい彩色が施されており、武士の居住地や町人の町、あるいは寺社地が一目で分かるようになってきている。そこに描かれているのは、「いわゆる城下町」を身分によって空間的に分割した状況を示す図面であり、城下町絵図というのは江戸時代の身分配置図であるとも言える。

そうした中で、武家地と町人地を例に取りながら、江戸時代の津山における「城下町」の意味について、当時の言葉としては、どのように区別していたのかという点を、具体的な事例で確認しておきたい。

「御城下」

「城下」というのは、「いわゆる城下町」全体を地理的な場所として指す。ただ、空間的には城内が抜けることになる。身分的な言葉としては、町人と百姓という対比から、町方と在方が対になって用いられることが多いが、地理的な区分では、在方に對する言葉として城下が対応する場合も多い。百姓

ではなく、武士や町人などが住む区域として、在方と大きく区分けされている。こうした用法の場合、通常、社会組織や共同体的な意味は込められていない。

具体的な用例としては、「御城下通行町分掃除」では、幕府役人などが津山城下を通行する際に、町分を掃除するようにとの指示に関連した表現である。また、「町在之外御城下寺院」という場合には、触書などにおいて、町方と在方、そして城下の寺院がその対象である事を示している。

また、「御城下一里四方追払」といえば、追い払われた罪人は、都市部には全く近づくことができない。

天明六年（一七八六）十一月十二日、「若殿様」の宮参りを前にして、城下に火の元の用心が命じられているが、そうした中で、「火用為御示内山下始御城下町奉行相廻候様被仰出町方者勿論之事」とあり、津山城の堀の内である内山下を始めとして「御城下」を町奉行が廻るようにとの指示である。そして、町奉行であるから「町方者勿論之事」となっている。その後実施された実際の「若殿様」の宮参りの道筋から考えて、「御城下」は、重臣の居住区である内山下と武家地を含み、津山の町全体を指していることになる。ちなみに、「内山下」は家臣の居住区でもあるが、「内山下御家中町方」などと並列で表現されるように、後に触れる「家中」には含まれていない。これは、堀の内である「内山下」は当然城

内であるという意識と、一方で、狭義には三之丸に通じる冠木門の内側が城内であるという意識が混在しているからと思われる。

このことは実際の絵図で見ると、津山城の絵図では堀の内側全てが描かれており、「津山御城下惣絵図」などの「いわゆる城下町」絵図では、「内山下」までは詳細に描かれるが、冠木門から内部は省略されているのである。

〔御〕家中

城下において家臣全体や武家地を指す場合には、「御」家中^{ごちゆう}が用いられる。この「家中」という言葉は、本来は大名家の家臣であることを意味しており、津山では、津山藩松平家の家臣を指している。津山藩松平家の場合、いわゆる武士として士格に属するのは小従人組以上の格式の家であり、その下に大役人・小役人・坊主などがある。ただ、この士格の区別は、家中の中での区別であり、町人や農民に対しては総て家中と称されている。そのため、「御家中坊主以上」と言えば総ての家臣ということになる。この時に、足軽や中間は含まれない。そのため、さらに広く藩の関係者を表現するときには、「御家中并足軽中間」ということになる。このような家中が居住している地域も、町奉行日記の中ではそのまま「家中」と表現されているのである。享和二年（一八〇二）五月十五日の「近來今西行と申もの御家中をも致排

御候由」というのは、「今西行」と称している胡散な者が、家臣の居住区である武家屋敷地を徘徊していることを意味している。

町奉行の業務からして多く見られる表現が、「御家中并町方」である。家中は町奉行の担当ではないが、都市域として繋がっている以上無関係では済まない。町奉行が、「御家中并町方関貫建物等相改申付」るのは、町の仕切りである関貫^{かんくわん}の管理が、武家地に設置されたものも含めて、町人や町の管理となっているからである。

また、先に見たように、足軽中間は家中には含まれない。城下各地の彼らの居住している場所で、単独で町並みを形成しているのは鉄砲町だけである。そのため、罪人の追い払いで「町払申付 御家中屋敷鉄砲町寺町差構候」と厳密に表現されることもある。町人の居住する町からの追払であるが、更に、武家地と鉄砲町と寺町も徘徊禁止ということである。

こうした言い回しとしては、上之町もやや変則的な使われ方をする。治安維持のための見回りを実施する際であるが、「御家中林田ノ上之町迄廻候様申付ル」という表現である。江戸時代の上之町は、町人町のような町ではない。武家地と寺社地区と在方が混在する地域の地名である。村としては林田村に当たる。すなわち、居住者や関係者の身分によって、大目付や寺社取次だったり、あるいは郡代や町奉行の担

当となる地域である。そのため、「御家中」に加えて念を入れるために「林田ノ上之町」が表示されているのである。

〔町方〕と〔城下町〕

町人そのものや町人の住む町は「町方」「惣町」などと称される。これに関しては詳細な説明も不要であろう。ここでは、「町方」と同じ意味を持つ「城下町」について考えてみたい。

「城下町」という言葉について考える前に、そもそも、江戸時代の津山で、実際に「城下町」という言葉が用いられていたのか、という点を明らかにしておきたい。そのため、「城下町」の用いられ方を町奉行日記の実例から見てみたい。

町奉行日記における「城下町」の用例は、必ずしも多いとは言えない状況であり、しかも、読み方によっては「城下」の「町」と読めなくもない場合がある。例えば、「美作国津山城下町各三拾三町人別覚」や「美作国松平越後守津山城下町惣人別相改候」という場合は、「城下」と「町」を区切りとして読んでも読めなくはない。「美作国津山城下、町各三拾三町人別覚」であったり、「美作国松平越後守津山城下、町惣人別相改候」という具合である。これは、「城下町」の本来の意味からすれば、「城下」の「町」が言葉の由来なのであるから当然である。ただ、いずれも「津山城下町」と読むことも可能であることは否定できない。

しかし、寛政九年（一七九七）四月十三日条の「御城下町式丁目・出火之節」云々の用法では、「御城下町」の町内のひとつである「式丁目」としか読めないであろう。

享和二年（一八〇二）五月晦日、「三浦志摩守殿城下町神代屋小兵衛忰好五郎」が津山城下京町の田原屋に逗留することになっている。これは、享和三年（一八〇三）三月二十二日にも関連の記事があるが、ここでは「三浦志摩守殿領分当国真島郡勝山中町神代屋小兵衛忰好五郎」とあり、「城下町」が勝山の町人町を含む言葉として用いられている。少なくとも、当時の言葉として「城下町」が用いられていたことは明らかである。

宝暦七年（一七五七）三月七日の記事では、玉置忠兵衛が晒臘問屋を始める際のことであるが、町奉行は「再三遂吟味申処御城下町指支ニ相成候事少無之」として、「城下町」の商売などに支障はないことを確認し、その後結論的には「町方之故障ニハ成不申」と判断している。町奉行の担当業務ということからしても、「城下町」と「町方」が同じ意味で用いられていると判断できる。

安永九年（一七八〇）正月二日、登城しての御用初の際には、それぞれの役人が祝詞を述べる際に、町奉行後藤守助は「御城下町一統御静謐」と述べて、自らの担当である「城下町」が静謐であるとしている。

天明七年（一七八七）六月十三日、

米価の騰貴から全国的に米屋の打ち壊しなどが頻発する中で、津山の町も不穏な風聞が出回るようになっていたが、藩による救済措置により、「当時御城下町人気之様子被為聞度よし書上候様」との指示により、その後、町奉行が様子を報告するのであるが、ここでは、「城下町」の「人気」が問題となっている。これは、町人たちの生活場である「城下町」の世情の報告が求められているのである。

4 おわりに

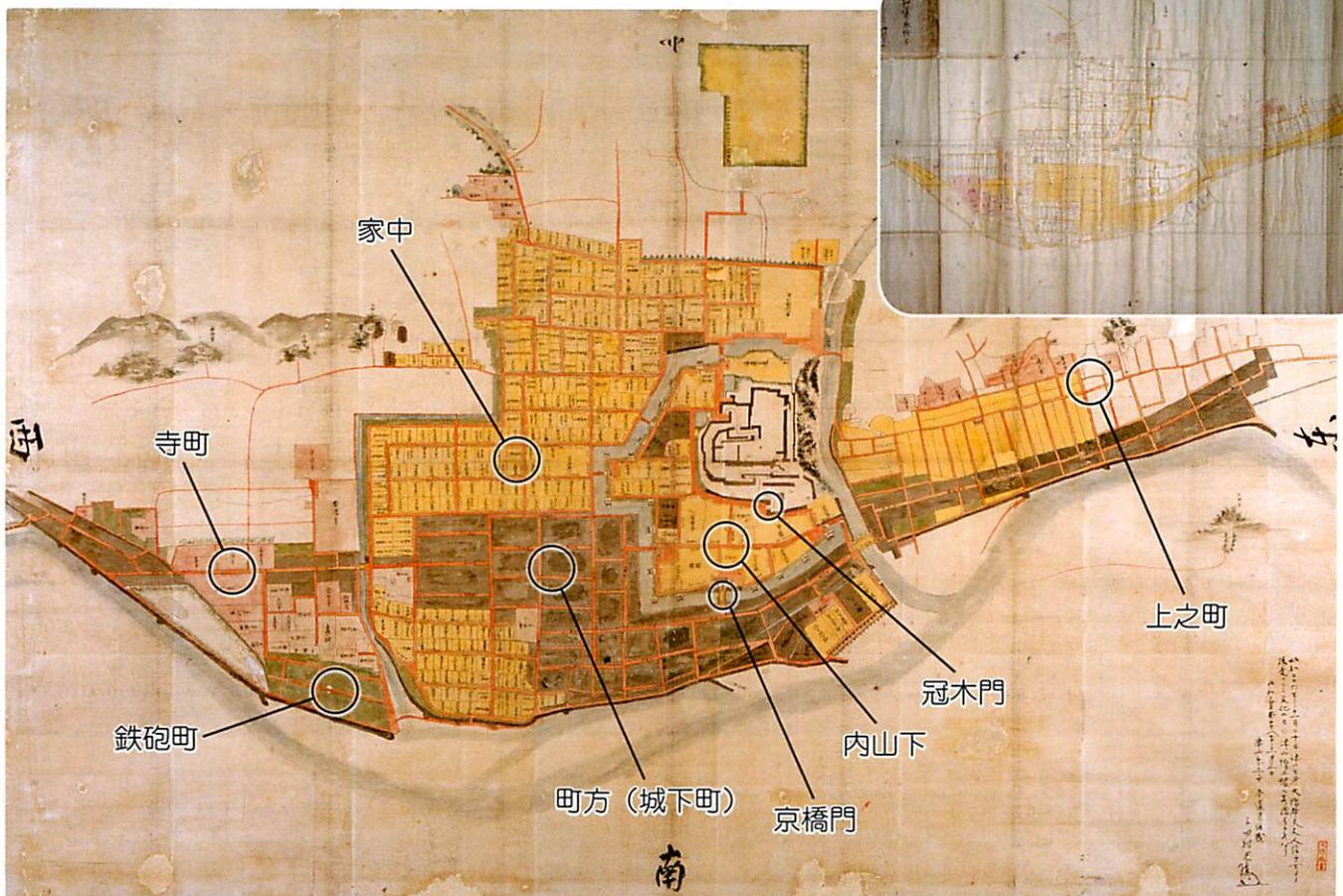
「いわゆる城下町」を構成する要素は、地域によって様々に考えることができる。大枠では同じであっても、個別には地域によって異なっている事例も多いだろう。「城下町」の事例とは性格が異なるが、例えば、誰でも良く知っている目明しなどでも、江戸の目明しを研究した成果は、そのままでは津山の事例に当てはめることはできない（拙稿「津山城下町の目明し」『津山郷土博物館だより 津博』第70号）。「いわゆる城下町」の類型に関わる町人町の「内町」・「外町」も、津山には津山の有り様があり、非農業的要素の濃い津山の「城下町」には多くの「作人」が居住しており、「町作庄屋」を勤める商人がいた。

市民のための『津山市史』を目指していく中で、津山の暮らしと言葉を大切にしていかなければならない所以であろう。

津山御城下惣絵図（津山郷土博物館蔵）



津山城下町絵図（津山郷土博物館蔵）



美作学講座のごあんない

—津山市史関連研究から—

新しい津山市史編さんを目指した調査が進展する中で、今号の各ページでも紹介のとおり、執筆者による研究もいよいよ本格化しています。

津山市教委（生涯学習課）では、美作大学との共催で「美作学講座」という市民の生涯学習のための企画を毎年開催していますが、今年度は「津山市史関連研究から」というテーマで、市史の執筆者4名を講師として開催することになりました。

その第1回が、6月13日に美作大学にて開かれました。真庭市教委の森俊弘氏が「美作祝山城をめぐる攻防―草苅・宇喜多戦争の行方―」と題して講演され、3月に創刊された『市史研究』に寄稿された最新の研究成果をわかりやすく紹介されました。約110人の聴講者は、熱心に聴き入っていました。残り3回の予定は、左記のとおりです。多数の皆さまのご聴講をお待ちしています。

○第2回…8月29日（土）「津山の城下町と町作」

郷土博物館館長 尾 島 治

○第3回…10月24日（土）「吉井川の筏」

前岡山県立記録資料館館長 在間 宣久氏

○第4回…12月5日（土）「津山松平藩の武家女性について」

前岡山地方史研究会会長 妻鹿 淳子氏

◇いずれも、会場は美作大学、

時間は午後1時30分～3時、事前申込は不要。



第1回の会場の様子



講師の森俊弘氏